埼玉県立自然の博物館マスコット使用取扱要綱

平成30年9月 20日

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県立自然の博物館(以下「当館」という。)のマスコット(別記1で 定めるもの(以下「マスコット」という。))を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を 定める。

(使用できる者)

- 第2条 営利を目的とする場合を除き、何人もマスコットを使用することができる。ただし、次 の各号のいずれかに該当する場合は除く。
 - 一 当館の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
 - 二 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
 - 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるお それのあるとき。
 - 五 その他、その使用が著しく不適当であるとき。

(使用承認申請)

- 第3条 営利を目的としてマスコットを使用する場合には、あらかじめマスコット使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、埼玉県立自然の博物館長(以下「館長」という。) に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 マスコットの立体物及び動画を製作する場合には、営利を目的としない場合であっても、前項の承認をうけなければならない。
- 3 マスコットの使用期間は、最長2年間とし、その終期は3月31日とする。
- 4 館長は、前各項の申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場合を除き、マスコットの使用を承認する。
- 5 前項の承認は、マスコット使用承認書(様式第2号)をもって行う。

(使用上の遵守事項)

- 第4条 マスコットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 一 完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。なお、前条の承認を要しない場合には、完成物件の提出を省略することができる。
 - 二 使用するデザインは、当館が提供するものとすること。
 - 三 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。ただし、館長が認めた場合はこの限りでない。

- 四 マスコットを使用する際は、別記2のとおり表記すること。なお、館長が認めた場合はこの限りでない。
- 2 マスコットの使用承認を受けた者は、前項の事項に加え、承認された用途のみに使用しなければならない。

(承認内容の変更)

- 第5条 マスコットの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、マスコット使用変更申請書(様式第3号)を館長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認は、マスコット使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(権利設定の禁止)

第6条 キャラクターを使用する者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、 意匠法(昭和34年法律第125号)による意匠登録、著作物に関する自己の権利を新たに設 定し、又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第7条 キャラクターの使用承認を受けた者は、この承認によって生じる権利及び義務を第三者 に譲渡し、又は継承することができない。

(違反等に対する取扱い)

- 第8条 マスコットを使用している者(使用承認を受けた者を除く。)が、この要綱に違反した ときは、館長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等(以下「請求等」という。)を行 う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。
- 2 マスコットの使用承認を受けた者が、この要綱に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、館長はその責めを負わない。

(損害賠償)

第9条 キャラクターを使用している者が、その使用に関し故意又は過失により当館に損害を与 えたときは、当館は、その賠償を請求することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるものの他、マスコットの取扱いに係る必要な事項は、館長が別に定める。

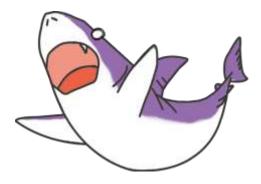
附則

この要綱は、平成30年9月20日から施行する。

別記1 (第1条関係)



大野原 治 対象年齢が低い場合などは 「おおのはら おさむ」も可



どんちゃん



ぶんまる



だいこくん



細川さん 対象年齢が低い場合などは 「ほそかわさん」も可



いたやん



西川親方 対象年齢が低い場合などは 「にしかわおやかた」も可



別記2 (第4条関係)

表記方法

埼玉県立自然の博物館マスコット「○○」

※「」には別記1の、それぞれのマスコットの名前を入れること。

スペース等の関係で上記の表記が難しい場合は、「©埼玉県立自然の博物館」、「○○」の表記をもって代えることができる。

(例:「大野原 治」の場合)



埼玉県立自然の博物館マスコット「大野原 治」 「©埼玉県立自然の博物館」 「大野原 治」